

☆ケース1（4月の場合）

4月7日、8日だけ登園の場合（土曜保育を必要としていないケースを想定）で4月の保育料が30,000円だった場合

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
		○	○	○ ×	○ ×	
12	13	14	15	16	17	18
	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	
19	20	21	22	23	24	25
	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	
26	27	28	29	30		
	○ ×	○ ×	祝日	○ ×		

○印が保育を必要とする日 17日

×印がそのうち登園を自粛した日 15日

⇒登園（出席）日 2日

・計算式

$30,000 \text{円} \times (17 \text{日} - 15 \text{日}) \div 25 = 2,400 \text{円}$ （登園自粛中に登園した2日分保育料）

$30,000 \text{円} \times 5 \text{日間} \div 25 = 6,000 \text{円}$ （4月1日から6日までの保育料）

∴ $30,000 \text{円} - (2,400 \text{円} + 6,000 \text{円}) = 21,600 \text{円}$ （返還額）

※6,000円は1日から6日まで5日分の保育料になります。

☆ケース2（4月の場合）

ケース1の人が1日も登園しなかった場合

保育を必要とする日 17日

そのうち登園を自粛した日 17日

登園（出席）日 0日

・計算式

$30,000 \text{円} \times (17 \text{日} - 17 \text{日}) \div 25 = 0 \text{円}$

$30,000 \text{円} \times 5 \text{日} \div 25 = 6,000 \text{円}$ （4月1日から6日までの保育料）

∴ $30,000 \text{円} - (0 \text{円} + 6,000 \text{円}) = 24,000 \text{円}$ （返還額）

※6,000円は1日から6日まで5日分の保育料になります。

☆ケース3（5月の場合）

5月11日だけ登園の場合（土曜保育を必要とするケースを想定）で5月の保育料が30,000円だった場合

					1	2
					○ ×	○ ×
3	4	5	6	7	8	9
				○ ×	○ ×	○ ×
10	11	12	13	14	15	16
	○	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×
17	18	19	20	21	22	23
	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×
24	25	26	27	28	29	30
	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×
31						

○印が保育を必要とする日 23日

×印そのうち登園を自粛した日 22日

⇒登園（出席）日 1日

・計算式

$30,000 \text{円} \times (23 \text{日} - 22 \text{日}) \div 25 = 1,200 \text{円}$ （登園自粛中に登園した1日分保育料）

∴ $30,000 \text{円} - 1,200 \text{円} = 28,800 \text{円}$ （返還額）

☆ケース4（5月の場合）

ケース3の人が1日も登園しなかった場合

保育を必要とする日 23日

そのうち登園を自粛した日 23日

登園（出席）日 0日

・計算式

$30,000 \text{円} \times (23 \text{日} - 23 \text{日}) \div 25 = 0 \text{円}$

$30,000 \text{円} - 0 \text{円} = 30,000 \text{円}$ （返還額）